

別表第1

建築士事務所登録申請書類一覧

(提出部数は正1部・副1部 ※副本1部は正本の写し(コピー)も可能)

区分	申請書 (第5号書式) ※注1	添付書類												
		建築士法施行規則第19条に基づく書類						県指導要綱第4条に基づく書類						
		第6号書式 ※注1			定款	管理 修了証(※注2 建築士講習)	附 近見 取 図 (別記様式第1号)	主 要 な 写 真 (別記様式第2号)	装 備 申 告 書 (別記様式第3号)	商又登 業は記 事項全 部証明 書	知(別 事指 定講 習は 確約 書) (別記 様式 第4 号)	管 理 建 築 士 の 写 し (建 築)	所 属 建 築 士 の 写 し (建 築)	
		業 務 概 要 書 (イ)	略 歴 書 (ロ)	誓 約 書 (ハ)										
新規登録	法人	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	注3	○	○
	個人	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—	注3	○	○
更新登録	法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注3	○	—
	個人	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	注3	○	—

※有効期間満了の日前30日までに提出が必要。

○:要 —:不要

注1. 建築士法施行規則20条による書類

注2. 建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証。

注3. 管理建築士が法第24条第2項に規定する管理建築士資格講習を登録申請前5年以内に受けた場合は知事指定講習を受けたものとみなし、省略することができる。

別表第3

建築士事務所登録事項変更届書類一覧

(提出部数は正1部)

区分	届出書 (別記様式第5号)	添付書類													
		建築士法施行規則第19条に基づく書類						県指導要綱第4条に基づく書類							
		第5号書式		第6号書式 ※注1			定款	管 理 建 築 士 講 習 (写し)※注2	附 近 見 取 図 (別記様式第1号)	主 要 な 写 真 (別記様式第2号)	装 備 申 告 書 (別記様式第3号)	商又登 業は記 事項全 部証明 書	知(別 事指 定講 習は 確約 書) (別記 様式 第4 号)	管 理 建 築 士 の 写 し (建 築)	所 属 建 築 士 の 写 し (建 築)
		所 属 建 築 士 名 簿	役 員 名 簿	業 務 概 要 書 (イ)	略 歴 書 (ロ)	誓 約 書 (ハ)									
開設者	個人	氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		住所	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人	名称	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		所在地	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
		役員 の 氏 名 及 び 役 名	代表者	○	—	○	—	○	—	—	—	○	—	—	—
取 締 役 監 査 役	○	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—		
役員氏名	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建築士事務所名称	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	
建築士事務所所在地	個人	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	
	法人	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	
管理建築士	管理建築士	○	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—	注3	○	—
	管理建築士氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
所属建築士	建築士	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	建築士氏名	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

※変更が生じた時点から2週間(所属建築士の変更にあつては3か月)以内に届出が必要。

○:要 —:不要

注1. 建築士法施行規則20条による書類

注2. 建築士法第24条第2項に規定する講習の修了証。

注3. 管理建築士が法第24条第2項に規定する管理建築士資格講習を登録申請前5年以内に受けた場合は、知事指定講習を受けたものとみなし、省略することができる。

注4. 個人登録の場合、開設者が代る変更はできない。(新たな開設者となる場合は、新規登録となる。)

注5. 管理建築士の入所又は退所による変更の場合は、管理建築士及び所属建築士の2項目の変更となる。

別表第4

建築士事務所廃業届書類一覧

(提出部数は正1部)

区分	届出者	届出書(別記様式第6号書式)
業務を廃止したとき	開設者	○
開設者が死亡したとき(個人登録)	相続人	○
破産したとき	破産管財人	○
法人が合併により解散したとき	役員であった者	○
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	○
登録区分の変更	個人⇔法人	○
	一級⇔二級⇔木造	○

※廃業をした日から30日以内に届出が必要。